

Title	大久保毅一著『農業法人論』
Sub Title	K. Okubo : On agricultural corporation
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.11 (1961. 11) ,p.109- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19611115-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大久保毅一著

『農業法人論』

本書は、鳥取縣農業會議事務局長として農業法人化運動の渦中にあつた大久保氏が、「今日までの先覺者の足跡を明らかにして、法人化を企圖した人びとの考え方をまとめ、出發點において描かれた法人化の映像を明確にして、法人化の主張を確立するとともに、後につづく人びとの参考に供するため」(序文三一―四頁)に、著されたものである。したがつて本書は、特にいわゆる學問的研究として書かれたものでも、特に學者の参考に供するために書かれたものでもない。しかしながら、その内容をみると、著者の意圖通り農民に對して最適の參考となるのみならず、我々研究者にとつても貴重な文献たるを失わない。その理由を一口で言えば、本書においては、農業法人化の背景、原因、經過からその問題點、あるべき姿等にわたつて、豊富な資料にもとづき、透徹した分析や傾聴すべき提案がな

紹介と批評

されており、しかもその資料や視點が、我々研究者には不足し勝ちなものである場合が多いことである。しかも本書は、農業法人をテーマにした著書としては、最初のものである。筆者は、農業法人の研究者の一人として、右の如き本書の刊行をよるこび、著者大久保氏に深い敬意をささげ、あえて紹介の筆をとつた次第である。本書は、三部より成り、更に卷末に便利な資料が添えられている。以下順次概要を紹介することとしよう。

第一部「農業法人化への發展」は、「自作農をこえて」及び「農業法人の法制化」の二つの章にわかれてゐる。第一章「自作農をこえて」は、要するに農業法人化の背景を説いたものであるが、その前半は農業ないし農民そのものに關する最近の變化を中心としており、後半は農業ないし農民に對する國の態度(課税及び社會保障)を中心としてゐる。すなわち第一章前半においては、まず農家が商品生産者となつたことによつて、それがもはや家父長制的な家ではあり得なくなつて來たことが述べられてゐる。家父長制的家においては、農業技術は停滯し、企業單位となり得る條件もなく、家族員の個人の確立の要求を満たすこともできない。言い換えれば、新しい機械や農薬や肥料の導入は、封建的家父のその支配(それらについての知識、技術を持つ家族員への支配)を不可能にし、また農業が資本主義的企業單位によつて營なまればならなくなつた

ことは、量的にも質的にも資本主義的企業単位となり得ないところの家父長制的家の存在意義を失なわせ、更に兼業と農作業の分化による「個人の確立」は、新しい家族制度を要求するに至っていることを、統計や實例をあげて論じられている(三二二頁)。次いで農産物消費傾向の變化(澱粉質中心から、果實、蛋白質へ)、流通組織の近代化、生産条件の變化、貿易自由化等の影響にふれ(三二二―三三頁)、結局一農家の家族經營の方式が事實上限界に達したとなると、新しい時代に即應した經營方式に脱皮することが必要で、それは家族に所屬している資本と勞働力を、その家族から解き放つて、さらに資本と勞働の集中を可能とする新しい組織に編成がえすことの必要を意味する。そこで經營の主體が家から新しい集團へ移つてゆくためには、その新しい集團―組織に法人格をあたえることによつて、經營權ならびに参加者の權利義務を調整する必要があるとてくる。いいかえるならば、農業經營の體質改善の新しい段階は法人化を許すことになければならない。そして「今までは個人經營によつて生活様式として身分的な意義をもつていた農業が、法人化するによつて完全に企業體として獨立し、個人はその企業體の管理者または従業員という立場に置かれ、一定の勞働報酬にもとづいて消費生活をいとなむこととなつたのである。したがつて、農業經營の形は、企業體として發展するため經濟的基礎條件を備える

こととなり、この條件をみたすだけの經營規模を有する場合は、一戸一人法としても經營してゆくであろうし、一戸としてその條件にみたないものは、當然數戸共同して法人化をはかることとなる」と論ぜられる(三六一―三八頁)。

第一章後半においては、農民に對する各種税制および課税方法の矛盾を(特に個人經營の場合の)指摘し(四〇―六七頁)、また農民(特に個人經營の)は社會保障制度からとりのこされているが、傳統的なたすけ合い制度が無力となつている今日、勞働者なみの社會保障の必要性を説明し(六七―七四頁)、結局適正な課税や社會保障の適用のためにも、農業法人化の必要な旨を論ぜられる。

第一部の第二章「農業法人の法制化」では、現存の農業法人に對する現行農地法および税法の解釋運用上の問題點、法制化の發展について要領よくまとめた説明が見られる。

第二部「農業法人の進め方」は、「農業の共同化と農業法人」および「農業法人の設立」の二つの章にわかれてはいるが、本書の中心をなす最も重要な部分のように思われる。

第二部の第一章は、共同化から説きおこし、まず「共同化のあり方は、現在の資本主義經濟の機構に適合することを前提として考えないと、理論の遊戯としてはどのような映像をえがきえても、農業者の現實の生産と生活の場としては存在しえないことになる」(一

三二頁)、という基本的態度を確定してから、共同化の分類に進む。共同化の分類に關しては、一般に「共同化による利益増大の可能性は、企業性をより多くもつている畜産、果樹等に見られる」が、「しかし同じ企業性のつよい種目といつても、作業の機械化が容易で、商品化した場合の均一性のつよいものが適合している點も注目すべきで」、「たとえば、同じ果樹であつても、ミカン、リンゴ、二十世紀梨の三者を比較すると、施肥、剪定、整枝がわりあい簡單で、收穫、選別、荷造り等の機械化が容易なもののほど共同化が進みやすく、實狀においてもミカン、リンゴ、ナシの順位で共同化が發展しつつある」(一三八頁)と説かれるところが特に目を引く。更に過去の共同化の體験によると、『共同化は非能率だ』、『共同責任は無責任』という評判であるが、今後「共同經營を成功させるためには、精密な事業計畫と勞務管理方式が作られ、適切な作業指揮が行なわれて、民主的な合理主義が全員になつとくされることによつて、いままでの盲目的な利己心が取り除かれ」、「個人の自由・平等の權利の尊重、連帶的な責任感といった近代的な人間關係を身につけることが大切である」。要するに「共同經營によつて農業の經濟性・企業性をよく打ち出そうとするかぎり、農業者のものの考え方や態度は、純經濟的にわたりきつた、いわゆるドライな感覺を身につけるべきである。この人間革命が參加者全體にゆきわたるかどうかが、

共同經營の成否を決する一つのカギとなるのである」、と論ぜられるところには(一四〇—一四三頁)、特に注目すべきであらう。

次で共同化と法人化との關連に及び、「共同化がだんだん高度化してくると、參加者の權利義務の關係が複雑となつてくるので、どうしてもその調整を必要とする。そこで法人化の必要性が生ずる。戦前の共同經營に永續性のなかつた原因の一つとしては、參加者がそれぞれ異なつた利益の理想圖をえがいて、申し合わせたに組織をくんでいただけであつたため、意見のくいちがひや利害の衝突から、たちまち崩壊のやむなきにいたつたものといえる。二人以上の人間が共同して行動する場合には、必ず行動を規定するルールと、そのルールによつて是非を判斷するアンパイアが必要である」。「したがつて、農業の法人化は、共同化による農業近代化の方式を、法律によつて確認し、これに運營の基準をあたえ、その永續性を強化するものである」と説かれる(一四四—一四九頁)。共同化法人の參加者の範圍および種別に關しては、(イ)生産要素中において土地または資本が占める比重の輕重、(ロ)生産コスト低下の可能性および人間關係、(ハ)居住地中心か農地所在地中心か、(ニ)上層農家中心か零細農家を包含するか、等の諸點について論述される(一四九—一五四頁)。ここで特に注目すべきことは、右の最後の問題點について、「かつての自給的經營の要素は、土地と家内勞働力であつたが、企

業的經營においては資本と技術と經營的才能がその主要素である」から「その人のもつ技術・經營的才能が第一義的に條件とされるべきで、ここに農業法人のもつ農業近代化の意義があるといえる」と論ぜられるところである。もつともほかの所には、一法人内に主として勞働力を買う者と勞働力しか提供することのできない者を含む場合には、實際問題として兩者の利害の調整は困難なことや(二〇八頁)、すくなくとも法人設立當時においては均等の出資がよいこととを(一九二頁)説かれておることを合わせ考えると、著者としても上層農と零細農との兩者より成る共同化法人の發展については、形式的にはともかく實質的には、相當の困難を豫想されているものと思われる。今後この困難を解決する方策をお示しいただいたら幸甚である。

共同化法人が、「部落」を基盤とすべきか否かについては、それを希望する全國農業協同組合中央會の意見もある折から、共同化法人を論ずる際の一大論點であるが、これに關しては、鳥取縣下のO、K、Tの三つの部落の實態分析を基にして、「農業の停滞している地區では、部落の支配構造は強固ではあるが發展性を内包していない。農業が發展しつつある地區では、部門別の組織が部落からはなれて分化してゆくという現象をみとめなければならぬ。そうすると、産業組合——部落實行組合という形を、農協——部落單位

の共同法人という形で再現することを原則的に規定することは適當でない」と論ぜられる(二五四—二六四頁)。

法人化、特に共同化の法人化を論ずるに當つて、「部落」との關係とともに、一つの大きな論點となるものに、農業協同組合との關係がある。これについて著者は、まず農協の現實の狀態の分析から考察する。著者によると、農協は、次のような諸點に問題をはらんでいるとされる。すなわち購買、販賣事業においては、農協のお役所的なサービスでは、大資本のマスコミの利用、卸・小賣販賣網の系列的支配の強化による進出には追いつかず、信用事業をみても、銀行に比して多數の職員をかかえて比能率である上に資金コストも高い。また、「今日の農村内部の階層分化と、その分化による利害の對立を農協の事業を通じて」處理することは困難となつている。また元來農協は企業主體としての適性にとぼしく、更に最近注目されている「月給貯金」の事例をみても(二つの農協の實例を引用)、要するに「米の統制上の集荷機關ということを利用したにすぎず、過剰投資の積極的合理化、經營の擴大、収入の増加、農業勞働の報酬の確保等の積極的な意義は見られず、農家の階層分化についても手をふれることができない」ものであるとされる。さてそこで農協が農業法人との關係ではたすべき役割は、といえば、それは「第一に農協の組織員としての法人の育成指導を行なうことであり、第二

には法人化の發展にともなう經濟活動の積極化を、系統組織全體として推進してゆくことである」とされる。すなわち右の第一の役割としては、農業法人が生産組合方式をとっているか會社方式をとっているかにとらわれずに、各法人の計理事務の指導、援助、事業面での積極的サービスをすべきであり、右の第二の役割としては、農産物の流通、加工の面において、デパートを經營する電鐵資本や水産資本に對する自衛組織を確立し、また系統組織の改革を行ない、農協内部の餘裕金をすべて低利で農業の生産資金として還元しなければならぬ（現状では一貯金は農協へ一と盛んに呼びかけていながら「資金は農協から」とは決して言わない）、と言われる。要するに、農業法人は生産面を擔當するとともに、米の集荷や制度金融の取扱を通じて帶有する政府の代行機關のような性格から脱皮した農協が、流通、加工、金融面を擔當する、というのが望まれる姿だとされるようである（一六四—一八二頁）。

第二部の第二章では、まず農業法人化の利點、運営上の問題點、會社方式か生産組合方式かの選擇、法人設立の手續等につき、要領よくわかり易く説明された後に、今後に豫想される問題點について展望される。今後に残された問題點としては、(1)「實際には現在の農業者の意識や農業の經營形態はそのまま會社法で割りきれぬ人間の要素を多分に含んでおり、また農協方式のような營利を目的とし

ない組織では、農業者の企業意欲を満足せしめ得ない點もあるので、農業の實情に適した特殊立法として、法人化の企圖が順調にレールに乗るよう措置する必要一を主張されるのと（一九八一—一九九頁）、(2)「共同化——法人化といつても、それ自體が資本主義的經濟機構のなかに生息するものであるから、組織内部にも當然資本主義的矛盾を含んでおり、そのことが共同化——法人化の發展を内部から阻止し、また崩壊にみちびく可能性を含んでいることも自覺されなければならぬ」と警告される點に（二〇七頁、特に注目すべきであらう）。

第三部「農業法人問題の經過」は、第一章「經過の概要」と第二章「農業法人の現況」の二つの章にわかれている。第一章は、法人問題の經過の概要を要領よくまとめて説いたものであり、第二章は、農業法人に關する全國的統計と、徳島、鳥取、神奈川、愛媛の各縣における代表的な農業法人の實態の説明である。

以上で本文が終つてゐるが、巻末にかなり詳細な資料（通達・回答類、法制化案の比較、代表的法人の定款・就業規則等、各種社會保障制度比較表）が付録として収録され、讀者の便宜をはかつてゐる。また最後に「あとがき」として農業基本法案についての感想が述べられている。

本書で示された著者の見解は、そのすべてが、單なる思辨的考察

によるものではなく、著者の現實の體驗、具體的事例の分析、統計などを根據とする極めて實證的な検討の結果であり、そのために明解で理解し易いとともに讀者に強く訴えるものがある。もつとも農業法人に關する諸問題は、はなはだ多種多様であり、また日日新月异のものが發生するので、本書ももつとそれらすべてのごとを説きつくしているわけではない。例えば零細農を含む共同化法人の組織、運営とか、特殊法人の構想とか、構成員の種類等については、近き將來において著者のより詳細な研究が發表されるのを期待しなければならぬ。

ともかく本書は、今まで見て來たように、農業法人問題を中心としながら、現在の日本農業および農民が直面する諸問題をば、實證的に明解に説明し、その解決方向を指示するものであり、研究者はもとより一般の方々にも、ぜひ讀まれるよう希望して筆をおく。

(株式會社新評論刊 定價四五〇圓)

(宮崎俊行)

Joseph S. Roucek (ed.):

Contemporary Political Ideologies

New York, Philosophical Library 1961, X+470 pp.

J・S・ルーセック編

『現代の政治的イデオロギー』

本書は現代の政治的イデオロギーのモザイクである。マルクス主義からアメリカ的イデオロギーまで、多種多様な思想と運動が並べられている。各々はむろんすぐれたモノグラフ的價値を有しているが、研究方法として統一があるわけではなく、分析的というよりむしろ敘述的なものが多い。D・N・ヤコブスの「チトー主義」、C・R・ラベルの「南アフリカの人種理論」、C・ウイリアムスの「汎アジア主義と汎アフリカ主義運動」などはなかでも特異な、すぐれた分析として注目されるであろう。

冒頭のC・ツインメルマンの論文「イデオロギー運動と社會變動」は、二十世紀の社會學的性質を解明したものである。それは間もなく刊行を豫定されている『變動の社會學』の摘要である。かれ